

令和8年8月5日

事業主様

千葉県医業健康保険組合

任意継続被保険者における標準報酬月額の上限改定について

平素より当組合の事業運営につきましては、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記の件につきまして、令和4年1月の健康保険法の一部改正に伴い、任意継続被保険者における保険料の基礎となる標準報酬月額の上限について、当組合の規約が改定となりました。

これまで当組合では①資格喪失時の標準報酬月額又は②全被保険者の平均標準報酬月額のうちいずれか低い額を適用しておりましたが、この度、令和8年7月22日開催の第168回組合会において、任意継続被保険者における保険料の基礎となる標準報酬月額について、資格喪失時の標準報酬月額を適用することとなりました。

改定の内容等につきましては、下記のとおりとなりますので、添付の「任意継続被保険者における標準報酬月額の上限改定に係る周知文」を掲示いただくなど、任意継続被保険者制度を利用される被保険者の皆さまへのご周知方よろしくお願いいたします。

なお、本件につきましては、当組合ホームページにも掲載しておりますことを申し添えます。

記

1. 任意継続被保険者における保険料の基礎となる標準報酬月額について

資格喪失時の標準報酬月額	改定日前 (R9.3.31まで)	改定日以後 (R9.4.1以降)
当組合における 平均標準報酬月額(※)以下の場合	資格喪失時の標準報酬月額を適用(変更なし)	
当組合における 平均標準報酬月額(※)を超える場合	当該年度の 平均標準報酬月額を適用	資格喪失時の 標準報酬月額を適用

※令和8年度における当組合の平均標準報酬月額：36万円

2. 改定日について

令和9年4月1日から適用する。

ただし、経過措置として、改定日前に当組合における平均標準報酬月額が適用されていた方については、期間満了(最大2年間)となるまで適用とする。

【照会先】

担当：管理課

電話：043-215-8205

令和9年4月1日から

任意継続被保険者における保険料の基礎となる

標準報酬月額の上限が改定となります

健康保険法の一部改正に伴い、任意継続被保険者における保険料の基礎となる標準報酬月額の上限について、当組合の規約が改定となったことから、これまで当組合で適用していた標準報酬月額の上限を変更いたします。

これにより、令和9年4月1日以降に任意継続被保険者となる方の保険料の基礎となる標準報酬月額については、以下のとおりとなりますので、あらかじめご確認いただきますようお願いいたします。

【任意継続被保険者における保険料の基礎となる標準報酬月額について】

資格喪失時の標準報酬月額	改定日前 (R9.3.31まで)	改定日以後 (R9.4.1以降)
当組合における 平均標準報酬月額(※)以下の場合	資格喪失時の標準報酬月額を適用(変更なし)	
当組合における 平均標準報酬月額(※)を超える場合	当該年度の 平均標準報酬月額を適用	<u>資格喪失時の 標準報酬月額を適用</u>

※令和8年度における当組合の平均標準報酬月額:36万円

(例)資格喪失時の標準報酬月額が139万円の場合

●改定日前に任意継続被保険者となった方

保険料の基礎となる標準報酬月額は、**36万円**となります。

・1か月分保険料:健康保険料 35,208円、子ども・子育て支援金 828円、介護保険料 5,760円

●改定日以後に任意継続被保険者となった方

保険料の基礎となる標準報酬月額は、**139万円**となります。

・1か月分保険料:健康保険料 135,942円、子ども・子育て支援金 3,197円、介護保険料 22,240円

上記の各保険料の算出に用いる保険料率は、令和8年度の料率を適用しています。

なお、保険料の基礎となる標準報酬月額は、健康保険料のほか「子ども・子育て支援金」及び「介護保険料(40歳以上65歳未満の方)」にも適用されます。

また、経過措置として、改定日前に当組合における平均標準報酬月額が適用されていた方については、期間満了(最大2年間)となるまで適用いたします。

千葉県医業健康保険組合